

中小事業者への**がんばる** 応援金を給付します

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言で福岡県が緊急事態措置を実施する区域として指定を受けたことにより、新型コロナウイルス感染症拡大防止に協力いただいている又は新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが減少している中小事業者等の方に

柳川市が独自に20万円を給付し、事業活動の継続を支援するものです。

【対象…令和2年4月1日時点において市内に事業所を有し、次のいずれかに該当する場合に給付します】

※なお、複数該当した場合又は複数の事業所等を有している場合においても、給付額は20万円とします。

- (1) 市内に主たる事業所を有する国の「持続化給付金」の対象事業者
- (2) 市内に主たる事業所を有する県の「福岡県持続化緊急支援金」の対象事業者
- (3) 緊急事態宣言後、5月31日までの間に連続して2週間以上休業して感染拡大防止に協力した事業者

※市内に主たる事業所を有するとは、法人にあっては、登記上の本社、本店などが柳川市であり、個人にあっては、住民票の住所地が柳川市であること。

※県の休業要請の対象施設に加えて、対面での接触を避け感染拡大防止のため休業等に協力する施設を含みます。

【要件(3)対象となる施設(店舗・事業所等)】	
施設の種類	具体例
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス、ライブハウス等
学習塾等	自動車教習所、学習塾等
運動施設 遊技施設	水泳場、スポーツクラブ等の運動施設、 マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター等の遊技場
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗(お土産店等) 生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗(エステ店等)
対面で販売やサービスの提供を行っている常設の店舗などの施設	飲食店(居酒屋、スナックを含む)、喫茶店、ホテル、旅館、理美容、生花店、衣料品店等 ※飲食店について…店舗内飲食は休業するが、宅配・テイクアウトのみに切り替えた場合も対象。また、営業時間を朝5時から夜8時までの間とし、酒類の提供を夜7時までとする(営業時間の短縮)場合も対象。

提出書類、申請方法等は裏面を確認してください

◎ 申請受付期間

令和2年5月1日（金）から ※対象（3）の受付は6月10日（水）まで（消印有効）
申請様式は市ホームページ、市役所窓口、または商工団体等窓口で申請書を取得してください。

◎ 申請方法

原則郵送

申請者は申請書の必要箇所に記入押印し、必要書類を添付してがんばる応援金事業本部へ切手を貼って郵送してください。やむを得ず申請書を持参する場合は下記の間合わせ先窓口まで持参ください。

◎申請に必要な書類

（1）国の「持続化給付金」の対象事業者

- ・ 応援給付金申請書及び持続化給付金申請が完了したことを確認できる書類
- ・ 振込先の通帳の写し（口座名義人、口座番号が確認できるもの）

（2）県の「福岡県持続化緊急支援金」の対象事業者

- ・ 応援給付金申請書及び福岡県持続化緊急支援金申請が完了したことを確認できる書類
- ・ 振込先の通帳の写し（口座名義人、口座番号が確認できるもの）

（3）緊急事態宣言後、5月31日までの間に連続して2週間以上休業して感染拡大防止に協力した事業者。

1. 応援給付金申請書
2. 営業実態が確認できる書類の写し【例 開業届、営業許可書、確定申告書などの写し 等】
3. 振込先の通帳の写し（口座名義人、口座番号が確認できるもの）
4. 休業状況が確認できるもの(2週間以上の休業を告知したチラシを貼り出している状況の写真等)

◎ 給付方法 口座振込

◎ 給付開始時期 令和2年5月8日から随時振込予定

◎ 問合せ先及び送付先

〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾120番地

柳川市役所（大和庁舎） 商工・ブランド振興課 がんばる応援金事業実施本部

電話 0944-77-8171 FAX 0944-76-1170

※封筒に貼り付けて送付できます。



----- (切り取り) -----



〒839-0293

柳川市大和町鷹ノ尾120番地

商工・ブランド振興課 がんばる応援金事業実施本部 宛

(がんばる応援給付金申請書在中)